

岡 監 発 第 7 1 号

令和 5 年 1 1 月 6 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県監査委員 笹 井 茂 智

岡山県監査委員 山 本 雅 彦

岡山県監査委員 浅 間 義 正

岡山県監査委員 飛 山 美 保

令和 4 年度岡山県内部統制評価報告書
の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度岡山県内部統制評価報告書について、岡山県監査委員監査基準（令和 2 年 3 月 27 日岡山県監査公表第 5 号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度 岡山県内部統制評価報告書審査意見書

第1 監査等の種類

内部統制評価報告書の審査

第2 審査の対象

令和4年度岡山県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第3 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、岡山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものとする。

(1) 評価手続の適否

- ・評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・評価対象事務について不足なく評価されているか。
- ・評価項目に対応する内部統制の整備・運用状況が適切に把握されているか。
- ・評価が形骸化していないか。

(2) 評価結果の適否

- ・把握すべき不備に漏れはないか。
- ・把握した不備が、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- ・把握された整備上の重大な不備は、評価基準日までに正しく是正されているか。
- ・評価結果において、不備として把握されていないもので、整備上及び運用上の重大な不備に該当するものはないか。

第4 審査の実施内容

評価報告書について、岡山県知事から報告を受け、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、以下の事案を除き相当である。

(評価報告書の作成中に把握した事案)

- ・使用料が5年間にわたって徴収されず、現在も使用料の額が増え続けている上、決算上収入未済として計上されない事案があり、重大な不備につながる重大事案と認識している。
- ・当該事案は、評価報告書の作成中に把握し、事実関係を確認中であったことから評価報告書に記載していないとのことであるが、内部統制制度の実効性を確保する観点から、速やかに事実関係を把握した上で、再発防止に向けて事案の周知と具体策を講じるとともに、評価報告書作成中に把握した不備の評価方法等の取扱いの明確化を検討していただきたい。

第6 備考

- ・ 審査意見は上記のとおりだが、令和4年度については、運用上の重大な不備を把握したこと及び、評価基準日以降に、重大な不備につながる重大事案が判明していることから、内部統制は有効に運用されていないと判断した。
- ・ 今回、重大な不備として把握された美作県民局の事案は、不適正な事務処理が長期にわたり見過ごされ、結果的に外部からの指摘により発覚した事案であり、より重大で深刻なものと受けとめるべきである。
- ・ リスクが発生した場合は、その原因を「確認が不十分」や「法令等の理解不足」等で終わらせず、なぜ適正な事務処理ができなかったのか、なぜ組織として十分な確認ができなかったのかまで解明した上で、「複数人での確認を徹底」や「関係法令等を改めて確認」といった抽象的なものではなく、具体的で実状に合った改善策を講じていただきたい。
なお、あくまでも責任者は所属長であることを十分に認識され、所属長が改善策を推進していただきたい。
- ・ 内部統制制度の意義についてであるが、組織的な取組が徹底されることによってマネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となるとともに、職員にとっても安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現されることにあり、その意義を所属長をはじめ職員一人ひとりが十分理解して取り組むことが重要である。
今回の重大な不備は、長年にわたるコミュニケーション不足とミスを防止する仕組みづくりを構築することなく放置されたことに起因している。職場内のミスを積極的に報告する空気を醸成し、重大な不備に至ることを防ぐ仕組みづくりをしっかりと行っていただきたい。
- ・ 今後、すべての職員が内部統制に主体的に取り組み、日頃からの職場内でのコミュニケーションをしっかりと取り、報告・相談しやすい職場環境づくりを進めることで、実効性のある内部統制の実現に努められたい。
については、内部統制推進会議において議論を深め、最高責任者である知事自ら先頭に立った取組を一層推進していただきたい。